

ハンス太白通信 第62号

【発行】 障害者相談支援事業所ハンス太白
令和2年11月発行

『ハンス』とは、地域で安心して生活するため手と手をつなぎ支え合いの輪を広げ『手を取り合って』という思いを込めて名付けられました。

【もくじ】

1. 重度身体障害者緊急通報システムについて
2. 災害時要援護者情報登録制度とは
3. 生活支援ボランティアについて
4. ハンスからのお知らせ



重度身体障害者緊急通報システムについて



重度身体障害者緊急通報システムとは、非常時の緊急通報をするための多機能電話・受信機・小型無線発信器などを貸してくれるサービスです。緊急時の通報は、仙台市が委託する民間警備会社が受信し、連絡を受けた警備員が必要な処置を行ってくれます。

1. 対象者

原則として身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方のうち、在宅で1人暮らしの方

2. 利用者負担

・月額利用料 535円（税込み） ※減免制度あり

・電話回線の利用に関する費用

電話の契約に係る費用及び通話料（通信料）は利用者の負担になります。

※光回線及びIP電話（一部の回線を除く）にも対応しています。

詳細につきましては下記の仙台市が委託する警備会社までお問い合わせください。

【問い合わせ】 総合警備保障株式会社宮城支店営業部

緊急通報システム事業担当 電話 022-710-2701

・合鍵作製費用

利用者への緊急対応時に使用するため、利用者の負担によりお宅の合鍵を作製

いただき、警備会社に預けていただきます。

緊急通報システムについてのお問い合わせ 各区役所、宮城総合支所の障害高齢課まで

災害時要援護者情報登録制度をご存じですか？

大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合わないこともあります。そんな時に頼りになるのは、町内会など、地域の方々や隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。仙台市では、災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に、「災害時要援護者」として事前に登録の申し込みをしていただき、その情報を町内会などの地域団体に提供する「災害時要援護者情報登録制度」を実施しています。

登録の対象となる方

災害が発生した時、「自分の力だけでは避難できない」「自や耳が不自由なために災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方が対象となります。申し込みできる方は、下記の①～④に該当する在宅の方となります。

- ① 障害者手帳をお持ちの方
- ② 要介護・要支援認定をうけている方
- ③ 65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ④ 上記の①～③に準ずる方や病気等により地域による支援が必要な方
(難病や自立支援医療の給付を受けている方も含む)

※地域団体等(町内会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター)に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。



制度の流れ(申し込みの方法)

登録申し込み

「災害時要援護者情報登録申請書」をお住まいの区の区役所・総合支所に提出してください。

①地域へ情報提供

区役所・総合支所から、地域団体等に登録者のリストを提供します。

②支援に必要な情報確認

リストを受け取った地域団体等は、要援護者の方のご自宅を訪問するなどして避難方法を確認します。

リストを受け取った地域団体等は、連携・協力して災害時に備えた地域の支援体制づくりを進めます。災害が発生した場合、地域の支援者が声をかけ、被害状況や安否の確認、必要に応じて避難誘導などの支援活動を行います。

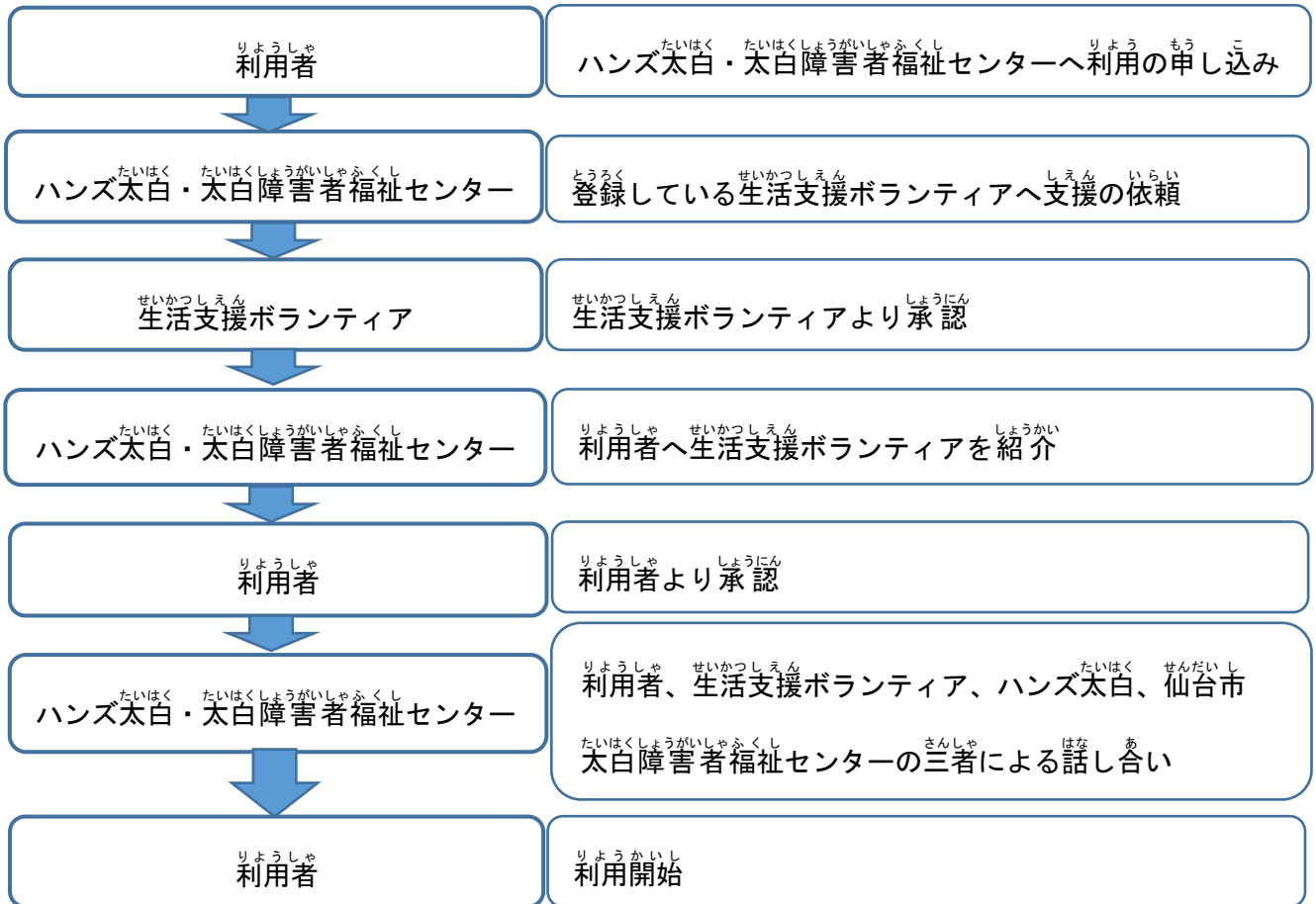
— 令和2年5月発行 災害時要援護者情報登録制度のご案内より抜粋 —



仙台市太白障害者福祉センターおよびハンス太白では、在宅の障害者の生活を援助し、福祉の増進を図ることを目的として生活支援ボランティア派遣事業を行っております。



◆ 生活支援ボランティアの利用方法 ◆



◆ 生活支援ボランティアへの登録方法 ◆

年に一度開催される、協力ボランティア養成講座を受講していただきます。今年度は2月26日に開催予定です。ボランティア活動にご興味がある方はぜひご参加ください。

対象：①仙台市内にお住まいでボランティア活動に興味がある方。

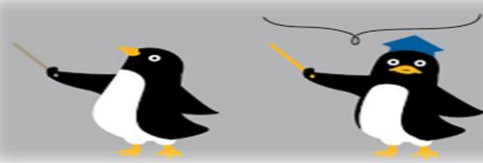
②ボランティア養成講座終了後に登録ボランティアとして、各種事業への協力、障害のある方へのボランティア活動をしていただける方

※詳細はハンス太白・太白障害者福祉センターまでお問合せください。

講座の予定

| | |
|---------------|---------------------|
| 令和3年1月22日 (金) | 生活支援講座「障害年金について学ぼう」 |
| 令和3年2月に計画 | 生活支援講座「特殊詐欺について」検討中 |
| 令和3年3月に計画 | 生活支援講座「口腔ケアについて」検討中 |
| 令和3年2月5日 (金) | 協力ボランティア研修 |
| 令和3年2月26日 (金) | 協力ボランティア養成講座 |

詳しくは、後日チラシを配布させていただきます。



《ハンズ太白 11月から3月までのお休みの予定》

- ★ 11月2日 (月)、4日 (水)、9日 (月)、16日 (月)、23日 (月)、30日 (月)
- ★ 12月7日 (月)、14日 (月)、21日 (月)
- 令和2年12月28日～令和3年1月4日までお休みをいただきます。
- ★ 1月11日 (月)、18日 (月)、25日 (月)
- ★ 2月1日 (月)、8日 (月)、12日 (金)、15日 (月)、22日 (月)、24日 (水)
- ★ 3月1日 (月)、8日 (月)、15日 (月)、22日 (月)、29日 (月)

ハンズ太白、ハンズ通信に関するご意見、ご感想は下記までご連絡下さい。

相談支援事業所ハンズ太白 (仙台市太白障害者福祉センター内)

電話：FAX：022-308-8834

住所：〒982-0012 仙台市太白区長町南一丁目6番10号

Eメールアドレス hands-ta1@shinsyou-sendai.or.jp